⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　会計方針に関する情報 ②　リース特有の取引に関する情報 ③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 認可特定保険業者が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、認可特定保険業者が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 ファイナンス・リースの借手である認可特定保険業者が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第108条第４項の規定に従い記載すること。	⑿　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産
［⒀～⒆　略］	［⒀～⒆　同左］
［２～４　略］	［２～４　同左］
５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」を除く。）に含めることができる。	５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。
［６～12　略］	［６～12　同左］
第４　損益計算書	第４　［同左］
年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）損益計算書	年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）損益計算書
（認可特定保険業者）	（認可特定保険業者）
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～４　略］	［１～４　同左］
５　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 ⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） ⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 ⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）	［加える。］
６　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。	［加える。］
７　［略］	５　［同左］
第５　［略］	第５　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の認可特定保険業者等に関する命令（以下「新命令」という。）別紙様式第一号は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法等の一部を改正する法律附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書については、新命令の規定を適用することができる。

２　前項の規定により事業年度に係る業務報告書に初めて新命令の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新命令に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新命令の規定を適用して業務報告書を作成する最初の事業年度（以下「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明